

## 東京都市大学塩尻高校いじめ防止基本方針

### 1 いじめに対する基本認識

いじめは「どこの学校でも起こり得る」という認識をもつ。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられている生徒の安全確保に最善をつくす。
- (3) 保護者と連絡を取り合い、関係機関との連携に努める。

### 2 未然防止に向けて

生徒に「いじめは決して許されない」ことの意味を促すとともに、生徒の豊かな情操や道徳心を育み、お互いの人格を尊重し合える態度や心の通い合う人間関係を構築する素地を養う。

具体的には、学校におけるいじめの防止・早期発見・対処等、組織的な対応を行うため、常設組織としていじめ防止対策会議を設置する。会議は年に3回を予定し、メンバーは管理職、生徒活動部、各学年係、養護教諭、教育相談コーディネーターとする。生徒の自主自立の精神を育むための教育活動を展開するとともに、生徒会・ホームルーム活動を通じて、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる学校づくりに努める。
- (2) 学年会・全校集会、ホームルーム活動をとおして規範意識の向上に取り組み、安心して学習することができる規律ある学習環境づくりに心がける。
- (3) いじめを行ってしまう背景にも着目し、ストレス等の要因に生徒自らが適切に対処できる力を育むとともに、自己肯定感や自己有用感、充実感を感じられる集団づくりを進める。
- (4) 学校生活での悩みの解消を図るために、教育相談コーディネーター等を活用する。
- (5) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (6) いじめ問題への取組を定期的に点検する。
- (7) 教員の研修、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- (8) 家庭や関係機関と情報交換を行い、日常的な連携を深める。

### 3 早期発見に向けて

いじめは、教員の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭が全力で実態把握に努める。

- (1) 生徒の声に耳を傾ける。(いじめアンケート、生活に関するアンケート、面談等)
- (2) 生徒の行動を注視する。
- (3) 保護者と情報を共有する。

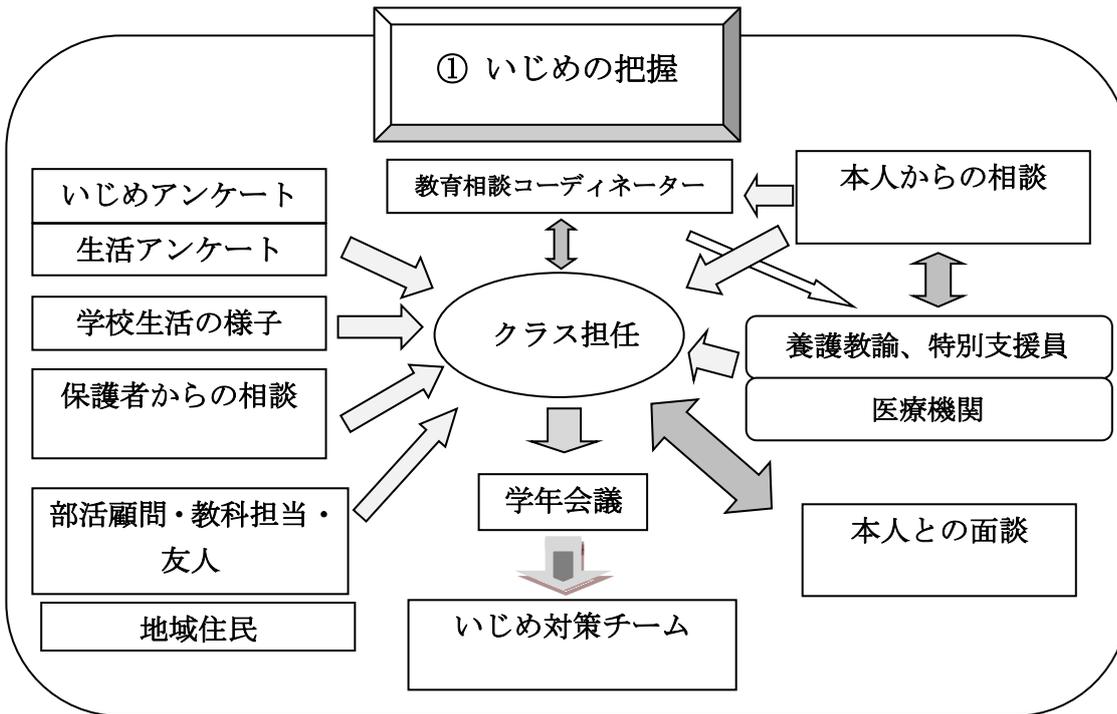
### 4 早期解消に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指す。

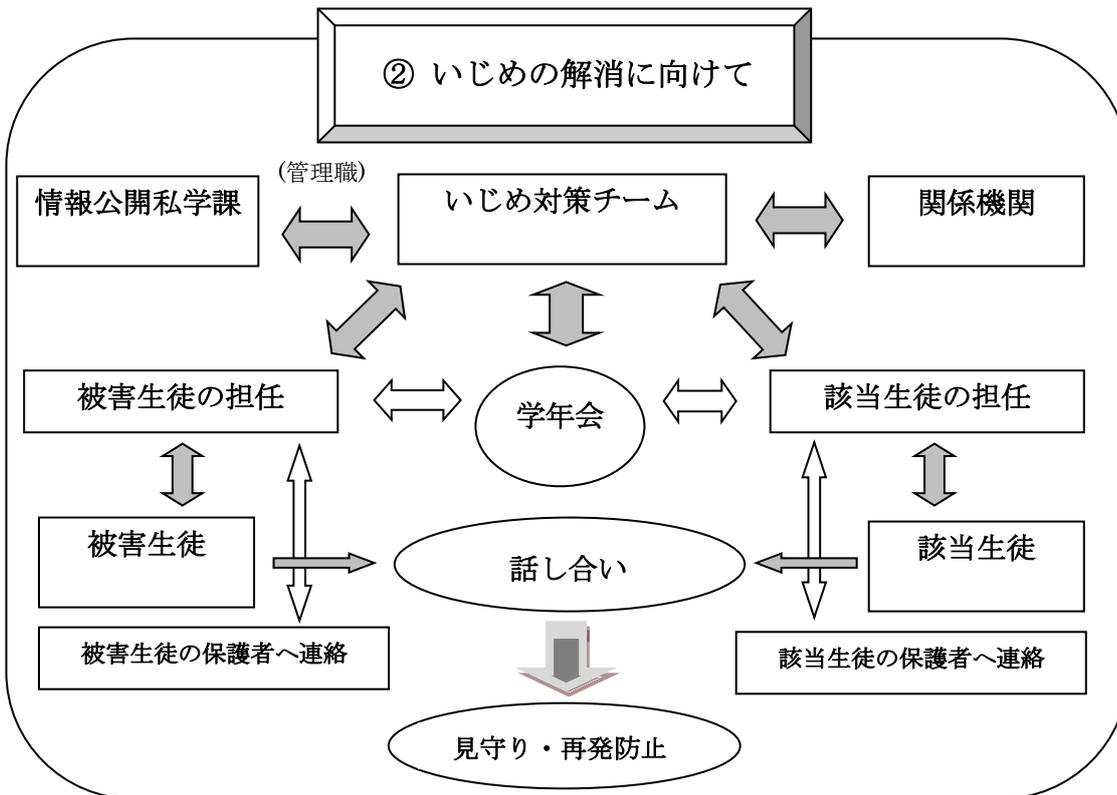
- (1) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) クラス担任が抱え込むことのないよう、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 学校は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- (5) いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (6) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (7) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

# 本校のいじめ対策

## ① いじめの把握



## ② いじめの解消に向けて



※いじめ対策チーム：学年係、教科担当、生徒指導担当、教育相談コーディネーター、養護教諭、管理職